

第 4 2 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を非公開又は一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

- (1) 令和 4年 2月17日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

都市活力向上特別委員会

法人 Aからの要望書への回答がわかるもの

2022

- (2) 同月28日、実施機関は、本件公開請求①の対象となる行政文書（以下「本件対象文書①」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市会議長（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

- (1) 令和 4年 2月17日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

都市活力向上特別委員会

法人 Bからの要望書への回答がわかるもの

2022

(2) 同月28日、実施機関は、本件公開請求②の対象となる行政文書（以下「本件対象文書②」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同日、審査請求人は、本件処分②を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

3 審査請求③について

(1) 令和4年5月9日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

法人Cに対する要望書（2022.1.28 送付）への回答書

(2) 同月23日、実施機関は、本件公開請求③に対して、「R3年度 名古屋市会 都市活力向上特別委員会との懇談会（回答）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月27日、審査請求人は、本件処分③を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

第4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の全部又は一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①及び②について

本件対象文書①及び②（以下「本件各対象文書」という。）は、取得又は作成しておらず、存在しない。

(2) 審査請求③について

本件行政文書のうち、各要望事項に対する法人からの回答内容は、次の理由により非公開とする。

ア 市の機関等が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、都市活力向上特別委員会（以下「本件委員会」という。）の公正又は適正な活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、その調査研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第1項第5号に該当する。

イ 法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供

した情報であって、当該法人における通例として公にしないこととされているものと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件委員会が開催する懇談会の性格について

本件委員会は、名古屋市会委員会条例（昭和24年名古屋市条例第 5 号。以下「委員会条例」という。）第 5 条の規定に基づき、令和元年議員提出議案第 1 号「特別委員会の設置について」（令和元年 5 月 15 日議決）により設置されたものである。本件委員会は、「名古屋市中心の各種交通機関の整備等に関する運動」を職務の一つとしており、名古屋市を中心とする交通機関の整備を図り、魅力あるまちづくりを期することを目的に鉄道会社との懇談会を開催するなどしている。

当該懇談会は、鉄道会社に対する要望書の提出及びこれに対する鉄道会社からの回答や出席者による意見交換などを行うために、本件委員会が開催要領を定めて開催するものであり、委員会条例第14条に定める傍聴の対象となる委員会には該当せず、一般に傍聴することはできない。

すなわち、当該懇談会は、鉄道会社の事業に関し、個別具体的かつ詳細な事項について、会議が非公開であることを前提に、本件委員会の委員と本件各法人の職員及び名古屋市の職員等との間において率直な意見交換がなされる場であり、懇談内容等を公開した場合、出席者間の自由かつ率直な意見の交換が損なわれるおそれがあり、発言の萎縮につながることから、一般市民の傍聴などを認めない非公開の会議としている。また、当該懇談会に参加した法人が、非公開を前提又は期待して情報を提出した場合、それが公開されることにより、当該法人からの将来の協力が得られなくなり、事務又は事業に支障を来すおそれがあることもあり得る。

(2) 本件処分①及び②の妥当性について

ア 本件各対象文書は、令和 4 年 2 月 10 日及び 15 日に名古屋市役所庁舎外である名古屋市公館において開催された法人 A 及び法人 B との懇談会（以下「本件懇談会」という。）において提出された、当該法人の事業に係る本件委員会の要望書に対する回答の内容がわかるものであるが、当該要望書に対する回答は口頭により得ている。これは、当該法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であることに加え、当該法人の通例として公にしないこととされていることに鑑み、本件懇談会においては口頭によることとされたものであるから、実施機関は当該要望書に対する回答が記載された文書を取得していない。

ウ 名古屋市会（以下「市会」という。）における委員会記録等の作成については、委員会条例第16条及び委員会記録作成等に関する要綱（平成11年 3月17日議長決裁。以下「委員会記録要綱」という。）に規定され、委員会記録については、録音テープ等の逐語反訳により作成することとされており、委員会記録要綱第 8条において、委員会条例第 7条に規定する連合審査会及び同条例第 5条に規定する特別委員会が開催する懇談会（名古屋市役所庁舎外で開催される懇談会は除く。）その他一般の傍聴が許可された会議の記録に関して準用するとされていることから、本件懇談会については、委員会記録要綱上、記録を作成しなければならない会議ではない。さらに、上記(1) で述べたとおり、本件懇談会は、会議が非公開であることを前提に、出席者間の自由かつ率直な意見交換を行う場であり、本件懇談会の記録を作成する行為自体が、他者に本件懇談会の内容等が漏れる可能性をもっていることから、相手方の期待に反する行為となり得るものであり、相手方との信頼関係等に問題が生じることにつながるため、記録を作成していない。

エ 記録を作成するか否かについては、法令等に記録の作成が義務付けられているものを除き、その会議の性格等から判断されるべきものであり、「市会の仕事」の全てについて、その「記録をとって完了」とされているわけではない。

また、「市会の仕事」であるからといって必ずしも記録を作成しているわけではない。

(3) 審査請求③について

ア 法人Cからの要望書に対する回答の取得方法について

(ア) 従来の取り扱い

上記(1) のとおり、本件委員会は、例年、鉄道会社との懇談会を開催し、鉄道会社に対して要望書を提出し、これに対する回答を口頭で得ている。

当該懇談会では、要望書に対する回答を得るだけでなく、鉄道会社の事業に関して説明を聴取するほか、要望書に対する回答に限らない個別具体的かつ詳細な事項について、質疑応答を含む自由かつ率直な出席者間の意見交換が行われており、本件委員会にとって貴重な調査研究を行う機会となっている。

また、上記(1) のとおり、当該懇談会は非公開で開催されており、上記(2) ウのとおり、記録の作成もしていない。鉄道会社も非公開で実施される懇談会の協議内容は外部に公開されないという前提又は期

待のもとで口頭により要望書に対する回答等を行っている。

(イ) 令和 3年度 の取扱い

令和 3年度 の法人 C との懇談会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止することとしたため、その代替策として、法人 C に対して要望書を送付し、その回答を求めた。法人 C からは、懇談会が開催された場合と同様に、懇談会に出席する予定であった者以外には回答内容を公にしないとの条件で、本件行政文書を得た。

なお、本件行政文書を得る際に法人 C から付された条件は、令和 2年度 の懇談会を中止した際に、要望に対する回答を文書で取得するにあたって、法人 C から付された条件と同様のものであり、令和 3年度 についても電話やメールにより確認を行っている。

イ 条例第 7条第 1項第 6号該当性

そもそも、実施機関が法人 C に対し、要望書に対する回答を求める法的根拠は存在しないことから、法人 C は要望書に対する回答を実施機関に提供する義務はない。すなわち、法人 C からの回答内容（以下「本件情報」という。）は、上記ア(イ) のとおり、法人 C から、懇談会に出席する予定であった者以外には公にしないという条件のもと、任意に提供された情報である。

また、本件情報は、上記ア(ア) のとおり、本来であれば非公開で実施され、記録の作成すら行っていない懇談会において、回答が外部に公開されないという前提又は期待のもと、口頭により提供されるものであることから、法人 C において本件情報は、懇談会の出席者（令和 2年度 及び令和 3年度 の場合、懇談会を中止とすることとしたため、懇談会に出席する予定であった者）以外には公にしないという慣行が存在すると言える。

また、法人 A 及び法人 B においても、法人 C と同様、要望書に対する回答内容は、本件懇談会出席者以外には公にしないという慣行が存在すると言える。

なお、本件情報は、本件委員会の委員や関係局の局長をはじめとした幹部職員に限り、その時点において、法人 C がまだ決定していない情報を伝えたり、理解を求めたりする可能性も十分に考えられ、本件情報を一方的に公開することで、法人 C にとって取り返しのつかない支障が発生するおそれもあるため、情報の性質上、公にしないことは合理的であると認められる。

ウ 条例第 7条第 1項第 5号該当性

上記イのとおり、本件情報は、法人Cから懇談会の出席予定者以外には公にしないという条件のもと、任意に提供されたものであるため、本件情報が公開されることにより、法人Cの本件委員会に対する信頼が失われ、法人Cからの将来の協力が得られなくなるおそれがある。その結果、要望書に対する回答を得ることができなくなるだけでなく、法人Cとの懇談会自体が、今後開催できなくなることも考えられることから、本件委員会の職務が遂行できなくなるなど、本件委員会の適正な活動の遂行に支障を及ぼすおそれがある。すなわち、法人Cとの懇談会が開催できなくなった場合、調査研究の重要な機会が失われることとなり、本件委員会の調査研究の公正かつ能率的な遂行に、非常に大きな支障を及ぼすことになる。

また、法人A及び法人Bについても、本件情報が公開される影響として、実施機関と当該法人との信頼関係が崩れ、懇談会出席者以外に要望書に対する回答内容が漏れる可能性がある中では回答を提供することができないと判断されるだけでなく、懇談会が開催できなくなる可能性も大いに考えられる。

第5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求①及び②について

非公開の取り消しを求める。

(2) 審査請求③について

本件処分③のうち条例第7条第1項第5号及び第6号に該当するとして非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①及び②について

ア 市会の仕事は記録をとって完了である。作成されていないはずがない。市会活動の記録をきちんと残して、一步一步進めていくことが市会の仕事である。

イ 一般論として文書があるのではないか。総務省も原則公開と言っているため、本来は市会に秘密はない。全部公開である。

(2) 審査請求③について

ア 本件委員会の公正又は適正な活動の遂行に支障を及ぼすおそれがない。

イ 法人における通例として公にしないこととされているものと認められると判断しているがそうではない。

ウ 総務省に問い合わせたところ、市会の活動はほとんど公開だとのことである。特別な事情がない限り、市民等に知らせる義務がある。本件全てが市会の活動であるため、当然公開対象になると思う。

エ 本件各法人は東海地方の重要なポイントの交通機関を握っている。そのような法人が非公開というのは合点がいかない。本件各法人は、株主総会でほとんどのことを公開している。それにも関わらず、名古屋市に対しては、秘密でなければ回答ができないということはおかしい。

オ 市会は、具体的に要望をしている。私は毎回要望書を見ているが、その回答を公開しても驚くような内容ではないと推測する。隠すような内容ではない。

カ 本件各法人と市会が、公開するなら回答しないという密約をしているから出さないというのではないか。本来はそのようなことは禁止されている。市会の活動を公開せよと言っている。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 本件各対象文書が存在するか否か。
- (2) 本件情報が、条例第 7条第 1項第 6号に該当するか否か。
- (3) 本件情報が、条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事

案を判断する。

3 本件各対象文書及び本件行政文書について

(1) 本件懇談会について

上記第 4の 2(1) のとおり、市会に設置されている特別委員会の一つである本件委員会が、毎年、本件各法人それぞれと懇談会を開催している。当該懇談会は、非公開で開催されており、本件委員会の委員、本件各法人の役員・幹部社員及び名古屋市の関係局の幹部職員が出席し、本件委員会が本件各法人に提出した要望書に対する本件各法人からの回答を得たり、出席者間での意見交換を行っている。

本件懇談会は、令和 3年度に開催された法人 A 及び法人 B との懇談会であり、名古屋市公館において、令和 4年 2月10日に法人 A と、同月15日に法人 B とそれぞれ開催された。

また、当該年度の法人 C との懇談会については、新型コロナウイルス感染症の影響により対面による開催を中止し、本件委員会が提出した要望書に対する法人 C からの回答は、文書により取得している。

(2) 本件各対象文書について

本件各対象文書は、本件委員会が法人 A 及び法人 B に提出した要望書に対する当該法人からの回答の内容が分かる文書であると解される。

上記(1) のとおり、本件委員会は、本件懇談会において、当該法人に対して要望書を提出し、当該法人から当該要望書に対する回答を得ていることから、対象になり得る文書として、当該法人から取得した回答書、本件懇談会の録音データ及び記録が想定される。

(3) 本件行政文書について

本件行政文書は、上記(1) のとおり、令和 3年度に本件委員会が法人 C から取得した回答書である。令和 4年 1月28日付けで本件委員会が要望書を送付し、同年 2月16日付けで法人 C から本件行政文書を取得している。

当該文書には、提出日、法人 C の名称、本件委員会からの要望内容及び各要望に対する法人 C からの回答内容（本件情報）が記載されている。

4 本件各対象文書の有無について

本件各対象文書となり得る文書は、上記 3(2) のとおりであるが、実施機関は、当該文書を取得又は作成していない旨主張しているため、その点について検討する。

(1) 本件懇談会の記録について

ア 委員会記録等の作成については、委員会条例第16条において定められ

ており、同条第 1 項では、委員長は、議事の記録等を記載した記録を作成させなければならないこと及び同条第 2 項では、議事の記録は、録音テープ等をもとに作成することと規定されている。

イ 委員会以外の会議の記録の作成等については、委員会記録要綱第 8 条において定められており、当該要綱で定められた委員会記録の作成及び管理について必要な事項については、特別委員会が開催する懇談会（名古屋市役所庁舎外で開催される懇談会を除く。）その他一般の傍聴が許可された会議の記録に関して準用することと規定されている。

ウ 実施機関によると、本件懇談会は、上記 3(1) のとおり、名古屋市役所庁舎外である名古屋市公館で開催されており、委員会記録要綱上、記録を作成する義務はないとのことである。

エ また、本件懇談会は、懇談内容は出席者しか知り得ないという期待のもと、公にしていない情報や最終決定に至っていない情報について、自由かつ率直な意見交換を行うことを目的としているため、記録を作成すること自体が、法人 A 及び法人 B の期待に反する行為であると実施機関は主張している。

オ さらに、上記イの委員会記録要綱の規定及び本件懇談会が名古屋市の庁舎外で開催されていることに鑑みると、本件懇談会は記録を作成しない前提で開催しているものであるといえるため、記録を作成することとなると、法人 A 及び法人 B の意向に反することになり、当該法人と実施機関との信頼関係を損なうおそれがあると主張している。

(2) 本件懇談会の録音データについて

実施機関は、本件懇談会の記録を作成する必要がないと認識していることから、録音は行っていないため、取得していないと主張している。

(3) 法人 A 及び法人 B からの回答書について

実施機関は、法人 A 及び法人 B からの回答は、本件懇談会の場で口頭により得ており、文書では取得していないと主張している。

(4) 上記(1) から(3) における実施機関の主張は、明らかに不合理であるとまでは認められず、他に当該文書の存在をうかがわせる事実もなく、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

(5) 以上のことから、本件各対象文書は存在しないと認められる。

5 本件情報の条例第 7条第 1項第 6号該当性について

(1) 本号は、非公開を前提として実施機関に提出した情報を、実施機関が一方的に公開すると、情報を提供した個人の権利利益を害したり、法人等の活動に支障が生ずる場合があるため、第三者から任意に提供を受けた情報を公にすることの公益と、情報提供者との信頼関係の調整を図り、さらに当該情報の性質等に照らして、なお非公開とすべきものを定めたものである。

(2) 本号に該当するためには、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものでなければならない。

(3) 上記 3(3)のとおり、本件情報は、本件委員会からの要望書に対して法人Cが提出した回答書に記載されている回答内容であり、法人Cが実施機関の要請を受けて任意に提供した情報であると認められる。

(4) 当審査会が事務局をして調査したところ、実施機関は、回答書の提出を依頼するにあたり、その取扱いについて確認しており、本件懇談会の出席予定者以外には公にしないとの条件で法人Cからの回答を得ていることが確認できた。

(5) また、上記第 4の 2(3)イのとおり、実施機関は、本件情報は、本来であれば非公開で実施される本件懇談会で口頭により提供されるものであり、本件懇談会の出席者（令和 3年度においては出席予定者）以外には公にしないとの慣行が存在すると主張しており、当該主張が不合理であるとは言えない。

(6) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 6号に該当すると認められる。

6 本件情報の条例第 7条第 1項第 5号該当性について

実施機関は、本件情報が条例第 7条第 1項第 5号に該当すると主張しているが、本件情報については、上記 5のとおり、同項第 6号に該当し、非公開とすることが妥当であると認められることから、重ねて判断しない。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①及び②について

年 月 日	内 容
令和 4年 3月11日	諮問書の受理
5月16日	弁明書の写しの受理
5月23日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(2) 審査請求③について

年 月 日	内 容
令和 4年 6月17日	諮問書の受理
令和 5年 2月 6日	弁明書の写しの受理
2月15日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 5年 7月14日 (第47回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第47回第 3小委員会)	調査審議
9月15日 (第49回第 3小委員会)	調査審議
10月13日 (第50回第 3小委員会)	調査審議
11月17日 (第51回第 3小委員会)	調査審議

12月 5日	答申
--------	----

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人